

新型コロナウイルス感染症に係る道普請ガイドライン  
(第2版)

和歌山県世界遺産センター  
2020年10月28日

## 新型コロナウイルス感染症に係る道普請ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.4）において示されたガイドライン作成に関して、和歌山県世界遺産センター（以下、センター）に於いて取り組まれる和歌山県世界遺産協議会（以下、協議会）道普請について、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『新しい生活様式』の実践例における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜センターにて改訂を行うものとする。

## 1 感染防止のための基本的な考え方

道普請は、「和歌山県世界遺産条例」の精神に則り、持続可能な世界遺産を目指すとともに、活動を通して参加者の心身の健康を育む活動である。本事業は、職員の健康状態を確認すると共に、参加者の健康状態を確認した上で、実施が可能であるか参加者（責任者）とセンターで調整する。

また、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが特に高いと考えられ、本ガイドラインは、①②③の各状況を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを趣旨とする。

## 2 具体的な感染予防対策

### (1)感染予防対策について

担当職員は、以下のいずれかに該当する参加者がいる場合は、道普請を実施してはならない（職員自身も以下のいずれかに該当する場合は、同様である）。

- ・発熱、咳、下痢、倦怠感などの症状や味覚・臭覚の異常がある者。
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者またはその者と濃厚接触がある者。
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者。

### (2)感染予防対策の周知等

参加者には、旅行時の感染予防対策を周知・啓発し、移動時の換気や手洗い、除菌、マスク等の対策実行の理解と協力を依頼する。

### (3)道普請ソーシャルディスタンス

①原則マスク着用及び消毒液装備（会場施設内及び作業場）

②参加者の移動は、2mを目安に間隔を保つ。

【註】 令和2年度の熱中症予防行動について（令和2年5月26日付）抜粋

環境省大臣官房環境保健部環境安全課・厚生労働省健康局健康課

#### 2.熱中症予防行動の留意点

##### (1)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

○夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

### 【道普請実施工程】

(道普請レクチャー)

- ・多目的ホール（座席数 240 席）は、換気及び密集、密接に配慮した設営。使用後は塗布消毒を行う。別紙（参考）参照A

(事前準備)

軍手（持参）、土嚢袋（使用後は回収廃棄）配布。

- ・土入場（作業場）

職員は、土を 2 個所に分けた上、作業準備は（土嚢袋への土入れ）参加者各自行う。

別紙（参考）参照B

(道普請作業)

職員は、予め作業場所を設定しておく。

参加者は、土入後速やかに作業場内より退去すること、また職員は適度に土をならし整地を行う（作業場内に、2 名以上滞留することがないように配慮する）。他の職員（2 名）は、各作業を補佐すると共に、古道歩行者の安全確保（参加者の健康管理も）を行う。参加者には、飛沫感染の観点から必要最低限の私語にとどめるよう促す。

(作業後)

使用済土嚢袋は回収（密閉）廃棄（軍手のリネンは一般的家庭用洗剤を使用）。また、使用した道具（鋤簾、スコップ、タコ等）を消毒（職員、参加者が使用したトイレがある場合はそれも含む）。

【註】消毒には希釈した次亜塩素酸ナトリウム液を使用するため、職員はゴム手袋及び使い捨てマスク（状況によりエプロンとゴーグル）を着用する。

## 3 その他必要事項

(事業開始)

- ・【移行期間後】8 月 1 日以降

(事前健康観察)

- ・参加者（企業、団体等）には、健康観察チェックシート（事前送付）を活用した体調管理を依頼し、健康管理の徹底を図る（センター到着後にも検温を行い、体調不良者に対しては、県健康推進課マニュアルにより田辺保健所に連絡）。別紙（参考）参照C

(催行人員及び作業量)

- ・参加規模は、最大催行人員を 10～20 名、作業量も 0.5～1 t（60 分以内）とする。

(職員の職務)

- ・職員は 4 名を配置する。
- ・土入場に 1 名、参加者のソーシャルディスタンスに注意。別紙（参考）参照D
- ・作業場に 1 名、土をならし整地（基本、タコは職員のみ使用）。

- ・2名は、作業を補助するとともに安全確保及び健康管理に係る職務。

(補足)

#### **道普請**

文化財保護法第 125 条及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に基づく史跡等の「維持の措置」として取り扱うこととし、文化財保護法に基づく史跡等の現状変更等に係る許可等の申請を要しない行為とされる。道普請として取り扱う行為は、参詣道路面の流出した土砂の補充と土砂の補充のための横木等の設置及び石畳や石階段上に堆積した土砂の撤去の範囲内とする。(世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画 2015.3) より

#### **連携医療機関**

##### ➤救護体制

田辺市立 本宮さくら診療所 TEL0735-42-8101

##### ➤感染症相談窓口

田辺保健所 TEL0739-26-7933